

仕 様 書

1. 業務名 神戸市指定名勝「旧乾家庭園」の保存管理業務

2. 本件委託業務の趣旨

神戸市指定名勝「旧乾家庭園」保存管理計画書（平成 25 年 3 月策定）に基づき、旧乾家庭園の名勝としての形成と定着及び良好な植生の維持管理に努め、神戸市指定有形文化財「旧乾家住宅」と一体不可分なものとして、その姿と文化的価値を後世に承継していくことを趣旨とするものである。

3. 業務の内容

(1) 実施計画の策定

契約締結後14日以内に、次の事項を記載した実施計画を本市に提出すること。

- ・管理方針（名勝庭園としての維持管理手法検討）
- ・年間工程表（作業種別、実施時期）
- ・作業内容
- ・管理運営体制
- ・非常時対応（倒木・台風・積雪・水害時の初動、連絡系統、応急措置）

(2) 実施計画に基づく保存管理作業

- ・樹木管理（高木剪定、中低木剪定、強剪定、実生木撤去）
- ・除草作業
- ・その他植栽管理（飾花・害虫駆除等）
- ・構造物の点検

(3) 保存管理作業を再委託した場合には、当該作業の監督及び検査

(4) 業務報告書の作成

契約満了後10営業日以内に、業務報告書を本市に提出すること。

(5) 上記（1）から（4）に付随する業務

4. 委託業務の履行・作業場所等

(1) 本業務の履行場所は、神戸市東灘区住吉山手5丁目1番30号のうち、神戸市指定名勝「旧乾家庭園」を含む庭園全体とする。

(2) 本業務のうち、(1) 履行場所における剪定、灌水、及び除草等の作業は、原則として、平日の午前9時から日没までの範囲とする。ただし、これにより難しい場合は、甲乙協議の上、別途定める。

5. その他特記事項等

(1) 旧乾家庭園は、平成24年度に公益財団法人神戸市公園緑化協会に委託して実施した「旧乾邸庭園保存復元のための整備業務」の結果、旧乾家庭園の現状を踏まえた適切な保存管理のあり方等を明らかにする「旧乾家庭園保存管理計画」を策定しており、この保存管理

計画の内容を具体化し、着実に実施していく必要がある。

名勝としての景観形成、及び良好な植生の維持管理を実施し、長期的視点のもと本庭園が有する歴史的・文化的価値を維持保存するため、管理にあたっては、兵庫県名勝部門ヘリテージマネージャー連絡会等の意見を参考とすること。

(2) 旧乾家住宅・庭園は神戸市指定有形文化財・指定名勝に指定されており、事業の実施にあたっては、建物・庭園への損傷等がないよう、特に注意を払うこと。

(3) 旧乾家住宅は全国市長会が実施する「市民総合賠償補償保険」(※2)に加入している。

(※2) 施設に起因する偶発的な事故により、市民等第三者の生命もしくは身体を害し、または市民等第三者の財産を損壊した場合において、法律上の賠償責任を負担することにより被る本市の損害に対する保険。

(4) 光熱水費（電気、水道）、電話料金、機械警備費に関しては、本市が別途異なる事業者と契約締結をするため、本契約に係る事業者の経費負担には含まない。ただし、事業実施に必要な通信費（電話料金等）は、経費に含めるものとする。

(5) 旧乾家住宅は神戸市火災予防条例第 24 条第 1 項第 3 号に定める文化財保護法等により指定された建造物であるため、敷地内全体及び建物内部における喫煙、裸火の使用、火災予防上危険な物品の持込が禁止されている。

携行缶や販売容器等に入ったガソリンや混合燃料、灯油等を敷地内に持込み、保管等しないこと。また、業務上やむを得ず敷地内への持込みが必要な場合は、東灘消防署長の承認が必要となるため、事前に本市に報告すること。

(6) 双方協議のうえで決定した事業者の管理運営組織体制(※3)について、本市に報告すること。

※3 管理責任者、緊急連絡先等を明記すること。

(7) 受託期間終了後、次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な業務引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等について無償で提供すること。なお、引継ぎに係る費用は事業者の負担とする。

(8) 委託契約約款並びに本仕様書の趣旨を十分に理解するとともに、当該約款、仕様書に定めのない事項に関しては、その都度、事業者及び本市との協議により決定するものとする。

6. 別添資料

神戸市指定名勝「旧乾家庭園保存管理計画書」